

大情審答申第 242 号
平成 21 年 3 月 30 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 川崎 裕子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 18 年 4 月 19 日付け大建第 313 号等別表 1 から 7 までの（あ）欄に記載の各諮問書により、諮問のありました 7 件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 18 年 1 月 16 日付け大建第 4099 号等別表 1 から 7 までの（い）欄に記載の各決定により部分公開とされたもののうち、「補償金一覧表における移転工法」については公開すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、平成 17 年 12 月 2 日に、「大阪市が所有する土地のうち、普通財産・行政財産（占有許可を含む）で貸与している土地の大きさ及び賃貸料金（使用料）賃貸条件がわかる資料（16 年度） 大阪市が所有する建物のうち、普通財産・行政財産（占有許可を含む）で貸与している建物の大きさ及び賃貸料金（使用料）賃貸条件がわかる資料（16 年度） 大阪市が買収した土地・建物の大きさ及び金額、買収先名及び買収目的がわかる資料、代替え地も含む、買収先名（過去 10 年間）」を、平成 18 年 3 月 27 日に、「平成 7 年から現在までの用地取得にともなう借家人の契約書とその内訳のわかるもの（住宅局分）」の各公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 部分公開決定

実施機関は、本件請求に係る文書を別表 1 から 7 までの（え）欄に記載の各公文書を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、別表 8 に掲げる各情報（以下「本件各情報」という。）を公開しない理由を別表 1 から 7 までの（お）欄に記載のとおりそれぞれ付して、別表 1 から 7 での（い）欄に記載の各決定（以下「本件各決定」という。）を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表 1 から 7 までの（か）欄に記載の各年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づきそれぞれ異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第1号について

(1) 氏名及び住所

占有者立退補償契約、墳墓等移転改葬契約及び墓地使用権放棄契約の契約相手方（個人）の氏名及び住所、並びに債権譲渡における債権譲受人の氏名及び住所は、当該情報そのものにより特定の個人を識別でき、かつ土地・建物の登記簿上でも明らかにされておらず、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) 家族数、居住年数、建物占有面積、現在家賃

これらは、公開されている物件所在地と照合することにより、およそ他人に知られることを望まない、特定の個人が識別できる財産や家庭状況に関する情報であり、条例第7条第1号本文に該当し、公にされ、または公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書アに該当せず、その性質上同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(3) 印影

印影は、特定の個人を識別することができるとともに、その形状は当該印影を公開されると偽造されるおそれが生じるため、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であり、条例第7条第1号本文に該当し、その性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(4) 各種補償金額

建物移転補償契約、工作物移転補償契約、損失補償契約、隣接地補償契約、占有者立退補償契約、墳墓移転改葬契約及び墓地使用権放棄契約等に関して、契約の相手方が個人である場合の契約金額については、個人の所有の建物又は工作物の移転費、移転に伴う雜費、建物占有者の立退費に対する補償額であり、これらの金額は、個々の権利者の建物（構造・内装等の内部の状況を含む）、工作物、動産及び居住人数等を詳細に調査したうえで、損失補償基準に基づき個別に算定されるものであることから、一般人が容易に見当をつけられるものではなく、当該金額と既に公開されている氏名等の情報と照合することにより特定の個人の収入又は資産に関する情報が明らかになるため、これらの情報は条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別できるもの」に該当し、かつその性質からして、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

2 条例第7条第2号について

(1) 印影

印影は、当該事業を営む法人等の事業者の経営上の内部管理に属する事項に関する情報であり、不特定多数のものにまで広く知られる状態においておらず、当該印影を公開されると偽造されるおそれが生じるため、条例第7条第2号に規定する「当該会社の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(2) 営業休止補償金額

法人等との契約にかかる営業休止補償金は、固定経費補償、休業手当補償、収益減補償、得意先喪失補償などに分類されており、これらを公開されると経営状況の相当部分を推測されるおそれがあり、経営を行う上で著しい悪影響を及ぼすおそれがある。

したがって、これらが公開されることにより、条例第7条第2号に規定する「当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当

する。

3 条例第7条第5号について

(1) 廃案により抹消された記載

契約決議の起案により記載されたものの、何らかの事情により、後に廃案となつたため記載情報を訂正抹消しているが、これら成立しなかつた契約案に関する契約相手方氏名、地番、地積、単価及び金額等について、公開すると、公開した情報を元に第三者が補償金を目当てにその土地を取得し、廃案となつた記載情報の価格以上での買収を主張する等交渉が難航するなど当該事務事業の遂行に著しい支障を生ずる相当の蓋然性が認められる。

(2) 残地補償契約及び残存借地権にかかる契約金額

残地補償契約及び残存借地権補償契約については、土地の一部を事業用地として取得した結果、取得しなかつた部分の価値が低下した場合に行うものであり、その金額の算定に当たっては、残地の面積、形状の変化による土地価格への影響はもとより、残地を従前の用途で利用することの可否といった、特に個別性の高い要素を勘案する必要がある。そのため、残地補償契約及び残存借地権補償契約の金額を公開すると、個別事情の違いが考慮されることなく、他の用地取得事業に係る土地所有者や借地権者が、自身の補償に適用することが予想され、誤った推論に基づく不適切な補償を要求することから交渉が難航するなど、当該事務事業の遂行に著しい支障を及ぼす相当の蓋然性が認められる。

(3) 建物移転補償費・工法・金額、通損補償金欄に記載の情報（移転工作物補償、動産移転料、仮住・仮営補填日数・金額、借家人補償、雑費補償）

上記情報については、権利者の了解を得たうえで建物の評価など外部からはうかがい知れない状況の調査に基づき算定した金額が公開されることとなり、本市との信頼関係が損なわれ協力が得られにくくなるおそれがあり、ひいては補償額を適正に決定するための個々の権利者からの必要な情報を得難くなるなど当該事務事業の遂行に著しい支障を及ぼす相当の蓋然性が認められる。

(4) 敷地面積、建物現在価格、標準家賃及びその積算、借家人補償金、補償日数・月数、占有者造作部分の金額及び営業休止金額の内訳）

上記情報については、それぞれ補償基準に基づいて占有者に関わる情報を加味して、加工した数字である。これらの数字を算定するためには、個別性の高い要素を勘案する必要があり、一律に決められるものではないところ、公開すればこれら個別事情を考慮せず、他のケースにあてはめることにより誤った推論を誘起するおそれがある。その結果、他の物件にかかる占有者が誤った推論に基づき過大な補償を要求し、これら住宅事業にかかる立退き交渉が難航し、事業遂行上支障が生ずるおそれがある。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、次のとおりである。

1 大阪市は、大阪市公文書条例第7条第1号、第2号及び第5号を適用し、個人の建物にかかる買取り等の価格・移転補償金等及び個人の占有者の氏名・住所を墨で塗り見えなくしている。

市政改革マニフェストには、“情報公開の徹底”積極的に情報を開示する行政運営スタイルへの転換・透明性の確保が掲げられている。すなわち「これまでの情報公開にあたっては、公務員としての守秘義務や個人情報保護という観念が先行し、非公開に傾倒しがちであったが、これから行政運営においてはむしろ情報の内容に

関わらず市民に情報を開示・共有していくスタンス（市政、心構え）を根付かせる」と言っている。

本件の公開を求めており、買取価格・移転価額・占有者の氏名などは市民として当然知る権利があり、公開できない理由はむしろ当事者のためではなく、外部からの要請・要望などによる支払いの高騰を隠すためではないかと疑わざるを得ない。

大阪市長が掲げるコンプライアンス改革に逆行するものであり、速やかに市民に幅広く公開すべきである。

- 2 補償金額等を公開しないのは、むしろ逆である。補償金額等を公開することにより、当該個人等の交渉はかえって容易になり、あらかじめ目算したうえで、適切な金額を早く知ることにより後の事業活動に生かせるものである。現に私どもとの質疑応答において、関係役人は、当該関係者に公開する旨の問答もしておらず、一方的に、これまでの慣習で非公開にしたのではないかと思われる。

公開しないことは、当該個人にとっては「隣はごねたからうちより多く貰っているのではないか」「もっとねばれば補償金が多く取れるのではないか」「議員にお願いすれば多額の補償金が貰える」などの噂の温床になり、交渉は長引き、外部からの要請・要望を招く要因となっている。

過去からのしがらみがあるにしても、市民から見れば議員等の口利きで高額の補償金が支払われているので、公開できないのではないかと疑わざるを得ない。

市場より高額の補償金が支払われているとなれば、大阪市は経済的に多大な損益を受けていることになり、市民は不利益を被ることになる。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件各文書について

本件各文書は、事業用地の取得に際して、実施機関が権利者と締結した土地建物等に関する契約等を案件ごとに記載した一覧表及びその積算に関する添付資料からなり、本件各文書の明細は、以下に掲げるとおりである。（別表1から7までの（え）欄参照）

- (1) 土地開発公社資金の再取得金額整理表（平成7・8・12・13・14・15・16年度）
及び大阪都市計画道路事業用地の取得に関する業務の委託契約に基づく契約整理表（平成7年度から平成16年度）（以下、「本件文書1」という。）
- (2) 買収一覧表（淡路土地区画整理事務所・平成8年から平成13年までの分）（以下、「本件文書2」という。）

- (3) 平成7年補償一覧表（長吉東部土地区画整理事務所）（以下、「本件文書3」という。）
- (4) 土地建物取得一覧表（三国東土地区画整理事務所・平成11年度から平成16年度までの分）（以下、「本件文書4」という。）
- (5) 補償金一覧表（平成7年度から平成16年度までの分）（以下、「本件文書5」という。）
- (6) 契約整理簿及び土地収用裁決整理表（平成7年から平成16年まで）（以下、「本件文書6」という。）
- (7) 占有者立退契約書（平成7年度～平成16年度分）及び補償金明細書（平成7年度～平成16年度分）（以下、「本件文書7」という。）

3 爭点

実施機関は、本件各文書について、条例第7条第1号、第2号及び第5号を理由に、部分公開決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件各決定を取消し、本件各文書について全部公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各情報の条例第7条第1号、第2号及び第5号該当性の問題である。

4 条例第7条第1号該当性について

- (1) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている公文書は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。
- (2) 実施機関は下記の各情報について、条例第7条第1号に該当することを理由に非公開としているので、当該各情報の同号該当性について、以下のとおり検討する。

(3) 個人の氏名及び住所

上記情報は、本件文書5を除く全ての文書に記載されており、占有者の氏名及び住所、墳墓等移転改葬契約及び墓地使用権放棄契約にかかる契約相手方の氏名並びに債権譲渡がなされている場合の債権譲受人の氏名及び住所など、不動産登記簿には記載されていない情報である。

これらは、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、前述のとおり、不動産登記簿に記載されていないため、同号ただし書アに該当せず、性質上同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(4) 家族数及び居住年数

上記情報は、本件文書7に記載されている占有者に関する情報であり、これらは、特定の個人の家族に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できる情報に該当するため、条例第7条第1号に該当し、かつ不

動産登記簿等で公示もされていないため、同号ただし書アに該当せず、性質上同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(5) 建物占有面積・現在家賃

上記情報は、本件文書 7 に記載されている占有者に関する情報であり、これらは、特定の個人の財産に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できる情報に該当するため、条例第 7 条第 1 号に該当し、かつ不動産登記簿等で公示もされていないため、同号ただし書アに該当せず、性質上同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(6) 印影

上記情報は、本件文書 7 に記載されている契約書に押印された個人の印影であり、公にすると特定の個人を識別でき、また偽造等個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、かつただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(7) 各種補償金額

ア補償の種類について

(ア)建物移転補償

土地の取得により、建物の移転が必要となる場合に、建物を移転等するためには要する費用に対する補償で、本件文書 1 から 6 に記載されている。具体的な補償項目として、建物等移転料（工作物移転料、立竹木移転料を含む）、動産移転料、仮住居等の使用に要する費用、家賃減収補償、祭祀料、移転雑費及び営業補償がある。

(イ)占有者移転(立退)補償

建物を移転等することにより当該建物占有者に対して通常生ずる損失についての補償で、本件文書 1、3、6 及び 7 に記載されている。具体的な補償項目として、工作物移転料、動産移転料、借家人補償、祭祀料、移転雑費、営業補償がある。

(ウ)借家人補償

建築物の全部又は一部を現に賃借りしている者がある場合において、移転等に伴い賃借りを継続することが困難と認められる場合に、新たに当該建築物に照応する他の建築物を賃借りするために要する費用の補償で、本件文書 7 に記載されている。

(エ)工作物移転補償

移転可能な工作物を移設するために通常要する費用に対する補償であり、本件文書 6 に記載されている。具体的な補償項目として、工作物移転料と移転雑費がある。

(オ)隣接地補償

土地の取得により当該取得土地及び残地以外の土地に関して、通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要があると認められるときに、これらの工事をすることを必要とする者に対して、その者の請求により、社会通念上妥当と認められる限度において、これに要する費用の全部又は一部についての補償であり、本件文書 6 に記載されている。

(カ)墳墓等移転改葬補償

墳墓等移転改葬補償とは、土地の取得に伴い墳墓について改葬を行う必要があるときに、通常改葬に要する費用について行う補償であり、本件文書 6 に記載されている。

(イ)墓地使用権放棄補償

一般に使用者に制限のない墓地について、当該墓地の取得に伴う、当該墓地（墓所）の使用者の有する使用権に対する補償であり、本件文書 6 に記載されている。

(ウ)損失補償

上記の補償類型に該当しない補償の総称であり、本件文書 1 及び 6 に記載されている。

イ 上記情報について、氏名が公開されている場合、その所有者が識別されている財産に関する情報となり、条例第 7 条第 1 号本文に該当することは明らかであるため、以下、同号ただし書該当性について検討する。

条例第 7 条第 1 号ただし書アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開しなければならない旨を規定しており、個人地権者から買収した土地の買収価格のように、当該土地価格に影響する諸要因が、一般に周知されている事項か、もしくは容易に調査できる事項であるため、客観的性状から推認しうる一定の範囲内の価格であり、一般人であればおおよその見当をつけることができる場合には、同号ただし書ア「慣行として公にすることが予定されている情報」に該当すると認められる。

上記情報について、当審査会において検討したところ、建物については、所有状況が不動産登記簿に登記されて公示されているものの、その価格要因のすべてが公示されるものではなく、一般人は、外部から観望することができるにとどまり、その補償額を決定する規準となる建物内部の構造、使用資材、施工態様、損耗の状況等の詳細を知ることができない。

また、建物以外にどのような工作物及び動産等を所有しているか、当該移転に伴って、通路等のいかなる工事がどの程度必要となるか、さらには、どのような権利を所有しているか等の詳細な状況は、不動産登記簿等に公示されておらず、必ずしも一般人の目に触れるものでもない。

以上の点を踏まえれば、上記情報は、外部から見て、一般人が通常の手段をもって知り得るものではないと認められることから、条例第 7 条第 1 号ただし書アには該当しない。また、性質上、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

なお、集計欄等を公開することにより、上記情報が容易に推測できる場合には、その集計欄も非公開とすべきである。

5 条例第 7 条第 2 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 2 号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上で内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

- (2) 実施機関は下記の各情報について、条例第7条第2号に該当することを理由に非公開としているので、当該各情報の同号該当性について、以下のとおり検討する。
- (3) 印影

上記情報は、本件文書7に記載されており、当審査会において見分したところ、契約書に押印された法人代表者の印影であり、当該法人の内部管理に属する事項に関する情報に該当すると認められる。

よって、上記情報を公にすると、条例第7条第2号に規定する「当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する」相当の蓋然性があると認められる。

(4) 営業休止補償

ア 上記情報について、当審査会において見分したところ、本件文書7に記載された営業休止補償金の内訳であり、次に掲げる固定経費、休業手当、収益減、得意先喪失等の項目に分類される。

- ・ 固定経費補償 休業期間中の営業用資産に対する公租公課等の固定的な経費
- ・ 休業手当 休業期間中の従業員に対する休業手当相当額
- ・ 収益減 休業期間中の収益減
- ・ 得意先喪失 休業等により、一時的に得意先を喪失することに伴い通常生ずる損失額（収益減による補償額を除く）

イ 実施機関によると、通常上記情報は、権利者から提出された決算報告書及び確定申告書等の資料から、算出されるとのことであった。

したがって、上記情報には当該法人の売上高などの経営状況の詳細を推知される情報が含まれており、これらが公開されると、条例第7条第2号に規定する「当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する」相当の蓋然性があると認められる。

6 条例第7条第5号該当性について

- (1) 条例第7条第5号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼすおそれがあるというためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

- (2) 実施機関は下記の各情報について、条例第7条第5号に該当することを理由に非公開としているので、当該各情報の同号該当性について、以下のとおり検討する。

(3) 廃案により抹消された記載

上記情報は、契約決議の起案により本件文書5及び6に記載されたものの、何らかの事情により、後に廃案となつたため記載情報を訂正抹消したものであり、契約相手方の氏名、地番、地積、単価及び金額等からなる。

実施機関によると、一旦内容に合意した権利者が契約の最終段階で態度を急変し、年度内にその調整がつかない場合に廃案となることであり、これらを公

開すると、当該廃案となった記載情報を元に第三者が補償金を目当てにその土地を取得し、廃案となった記載情報の価格以上での買収を主張する等、当該事務事業の遂行に著しい支障を及ぼす相当の蓋然性が認められると主張する。

確かに用地買収事業は計画的に進められており、事業継続中は当該用地が買収の対象から外れることはないため、今後当該用地買収を実施する高い蓋然性があるという当該事務の性質を考慮すると、当該情報が公開されると、将来の用地買収事務の遂行に著しい支障を及ぼす相当の蓋然性があるものと認められ、条例第7条第5号に該当する。

(4) 移転工法

上記情報は、本件文書5に記載された、建築物の移転等が必要となったとき、現況の敷地と建物の配置、利用状況、構造などの調査結果に基づき、認定した建築物の移転方法のことであり、再築工法、曳家工法、改造工法及び除却工法がある。

実施機関は、当該情報が公にされると、他者からは知りえない権利者の生活にかかるわる情報が推知される危険性があり、本市と権利者との信頼関係が損なわれるおそれがあると主張する。

しかしながら、当該情報が公になったとしても、建築物の移転方法が認知できるにとどまり、又工事そのものについては一般人の目に触れる機会があることを考慮すると、権利者との信頼関係が損なわれ、今後の事務の遂行に著しい支障を及ぼす相当の蓋然性があるとまでは認められない。

(5) 各種補償金額

ア補償の種類について

(ア)建物移転補償

上記4(7)ア(ア)のとおり。本件文書5に記載されている。

(イ)残地補償及び残存借地権補償

残地補償とは、土地の一部を取得することにより生じた残地に関して、価格の低下、利用価値の減少等の損失が生ずるときに、これらの損失額に関して行う補償。残存借地権補償とは、上記と同様の場合に、土地に借地権が存在し、残地に借地権が存在するときに行う補償であり、本件文書1及び6に記載されている。

(ウ)工作物移転料

上記4(7)ア(エ)のとおり。本件文書5に記載されている。

(エ)動産移転料

建物の移転に伴い、家財道具等の動産を移転先に運搬するために要する費用の補償であり、本件文書5に記載されている。

(オ)営業休止補償

上記5(4)のとおり。本件文書5に記載されている。

(カ)仮住補償（仮住居等の使用に要する費用）

移転等を行う建築物に、現に居住する者がある場合において、その者が仮住居を必要とすると認められるとき、仮住居の使用に要する費用の補償であり、本件文書5に記載されている。

(キ)仮営業（仮営業所設置補償）

営業を休止することなく、仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められる場合、仮営業所を設置する費用の補償であり、本件文書5に記載されている。

(ク)借家人補償

上記 4(7)ア(ウ)のとおり。本件文書 5 に記載されている。

(ケ) 雜費補償

建築物等の移転に伴い必要となる仮住居等の選定に要する費用、法令上の手続きに要する費用、転居通知費、移転旅費その他の雑費等の費用の補償であり、本件文書 5 に記載されている。

イ 当審査会において、見分したところ、上記各情報は、用地の買収に伴い必要となる補償について、実施機関が調査した結果及び権利者から提供された各種証拠書類に基づき算定された補償金額である。

実施機関によると、その算定に当たっては、従前の居住状況及び生業の状況を詳細に把握する必要があるため、預金通帳、確定申告書及び営業に関する帳簿などといった権利者の生活や財産に関する資料を、権利者の理解を得た上で提供してもらっているとのことであった。

一般的に公共事業の用地買収等における権利者との用地交渉は、通常の商取引と異なり、代替性のない物が交渉対象となっていることなどを考慮し、各権利者の個別的事情を勘案しつつ、慎重に進められる性質の事業である。そのため、円滑に用地交渉事務を進めていくためには、権利者との信頼関係を構築し、維持していくことが必要不可欠である。

当該事務の特殊性及び権利者の協力なしには補償額の積算が出来ないという点を考慮すると、上記各情報に含まれる多数の権利者の生活や事業の詳細を推知させる情報を公開すれば、本市と権利者との信頼関係が損なわれ、今後同種の事業において、資料の提供を拒まれるなど、補償額を適正に決定するための有益な情報が得難くなり、将来の用地取得において適正な補償額の決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(6) 補償金積算資料の明細（敷地面積、建物現在価格、標準家賃及びその積算、借家人補償金額の内訳、補償日数・月数、占有者造作部分の金額及び営業休止補償金額の内訳）

当審査会において、見分したところ、上記各情報は、建物移転補償に伴う建物移転料、動産移転料、借家人補償、移転雑費及び営業休止補償の補償金額を算定するための積算過程の、占有者に関する詳細な情報であり、本件文書 7 に記載されている。

上記各情報のうち、営業休止補償については、上記 5(4)で論じたとおり、条例第 7 条第 2 号に該当するため、改めて論じない。

次に、営業休止補償以外の各種情報について、前述のとおり、用地交渉事務の特殊性及び権利者の協力なしには適正な補償額の積算が出来ないという点を考慮すると、上記各情報に含まれる多数の権利者の生活や事業の詳細を推知させる情報を公開することとなれば、今後補償額を適正に決定するための有益な情報が得難くなり、ひいては将来の用地取得において適正な補償額の決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 5 号に該当する。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

付記

言うまでもなく、市政は市民の信託を受けて行われるものであり、実施機関は誠実かつ公正で効果的な市政運営を行わねばならない。また、一般的に、市街地整備事業等に係る用地買収には、多額の公費支出を伴うことから、広く一般市民にとって極め

て関心が高い事業であり、市民の理解と協力の下に進められるべきである。

とするならば、個人情報として非公開とすべき権利者の氏名が既に公開されてしまっている本件については別として、市政運営の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、今後、特定の個人が識別される情報を削除した形で情報提供するなど、市政に対する市民の信頼確保に努めることが望ましい。

さらに、実施機関は、本件各決定に関する公開の実施に際して、本来非公開とすべき情報の一部を誤って公開している。

実施機関においては、今後、公開の実施に際して、こうしたことがないように十分に留意し、情報公開制度の適正な運用を図られたい。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川崎裕子、委員 大野潤、委員 野呂充、委員 木下智史

別表1(平成18年諮問受理第2号)

(あ)	諮問書	平成18年4月19日付け大建第313号
(い)	決定	平成18年1月16日付け大建第4099号による部分公開決定
(う)	請求日	平成17年12月2日
(え)	公文書の件名 (本件文書1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地開発公社資金の再取得金額整理表（平成7・8・12・13・14・15・16年度） ・ 大阪都市計画道路事業用地の取得に関する業務の委託契約に基づく契約整理表（平成7年度から平成16年度）
(お)	公開しない理由	<p>大阪市情報公開条例第7条第1号に該当 (説明)</p> <p>いずれも「個人に関する情報」に該当し、かつ「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため。</p> <p>また、これらの情報は条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため</p> <p>大阪市情報公開条例第7条第5号に該当 (説明)</p> <p>公開することにより今後の用地取得契約事務の公正・円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
(か)	異議申立て年月日	平成18年3月16日

別表2(平成18年諮問受理第3号)

(あ)	諮問書	平成18年4月19日付け大建第314号
(い)	決定	平成18年1月16日付け大建第4100号による部分公開決定
(う)	請求日	平成17年12月2日
(え)	公文書の件名 (本件文書2)	買収一覧表 (淡路土地区画整理事務所・平成8年から平成13年までの分)
(お)	公開しない理由	<p>大阪市情報公開条例第7条第1号に該当 (説明)</p> <p>個人の建物にかかる買取り等の価格及び個人の占有者の氏名・住所は、「個人に関する情報」に該当し、かつ「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため。</p> <p>また、これらの情報は同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p>
(か)	異議申立て年月日	平成18年3月16日

別表3(平成18年諮問受理第4号)

(あ)	諮問書	平成18年4月19日付け大建第315号
(い)	決定	平成18年1月16日付け大建第4101号による部分公開決定
(う)	請求日	平成17年12月2日
(え)	公文書の 件名 (本件文書3)	平成7年補償一覧表（長吉東部土地区画整理事務所）
(お)	公開しない 理由	大阪市情報公開条例第7条第1号に該当 (説明) 占有者の氏名、移転補償金、住所及び個人の建物にかかる移転補償金は、「個人に関する情報」に該当し、かつ「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため。 また、これらの情報は同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(か)	異議申立て年月日	平成18年3月16日

別表4(平成18年諮問受理第5号)

(あ)	諮問書	平成18年4月19日付け大建第316号
(い)	決定	平成18年1月16日付け大建第4102号による部分公開決定
(う)	請求日	平成17年12月2日
(え)	公文書の 件名 (本件文書4)	土地建物取得一覧表 (三国東土地区画整理事務所・平成11年度から平成16年度までの分)
(お)	公開しない 理由	大阪市情報公開条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の移転補償金は、「個人に関する情報」に該当し、かつ「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため。 また、これらの情報は同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(か)	異議申立て年月日	平成18年3月16日

別表5(平成18年諮問受理第6号)

(あ)	諮問書	平成18年4月19日付け大建第317号
(い)	決定	平成18年1月16日付け大建第4103号による部分公開決定
(う)	請求日	平成17年12月2日
(え)	公文書の 件名 (本件文書5)	補償金一覧表（平成7年度から平成16年度までの分）
(お)	公開しない 理由	<p>大阪市情報公開条例第7条第1号に該当 (説明)</p> <p>いずれも、「個人に関する情報」に該当し、かつ「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため。</p> <p>また、これらの情報は同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため</p> <p>大阪市情報公開条例第7条第5号に該当 (説明)</p> <p>公開することにより今後の用地取得契約事務の公正・円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
(か)	異議申立て年月日	平成18年3月16日

別表6(平成18年諮問受理第7号)

(あ)	諮問書	平成18年4月19日付け大建第10089号
(い)	決定	平成18年1月16日付け大建第11418号による部分公開決定
(う)	請求日	平成17年12月2日
(え)	公文書の 件名 (本件文書6)	契約整理簿 土地収用裁決整理表 (平成7年度から平成16年度まで)
(お)	公開しない 理由	<p>大阪市情報公開条例第7条第1号に該当 (説明)</p> <p>いずれも、「個人に関する情報」に該当し、かつ「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため。</p> <p>また、これらの情報は条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>大阪市情報公開条例第7条第5号に該当 (説明)</p> <p>公開することにより今後の用地取得契約事務の公正・円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
(か)	異議申立て年月日	平成18年3月16日

別表7(平成18年諮問受理第15号)

(あ)	諮問書	平成18年7月24日付け大住宅第835号
(い)	決定	平成18年5月10日付け大住宅第221号による部分公開決定
(う)	請求日	平成18年3月27日
(え)	公文書の 件名 (本件文書7)	占有者立退契約書（平成7年度～平成16年度分） 補償金明細書（平成7年度～平成16年度分）
(お)	公開しない 理由	<p>大阪市情報公開条例第7条第1号に該当 (説明) 当該印影を公開されると偽造されるおそれが生じ、個人の正当な利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため いずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利・利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>大阪市情報公開条例第7条第2号に該当 (説明) 当該印影は、当該事業を営む個人及び法人の経営上の内部管理に属する事項に関する情報であり、当該印影を公開されると偽造されるおそれが生じ、当該会社の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>法人及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該会社及び個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書に該当しないため。</p> <p>大阪市情報公開条例第7条第5号に該当 (説明) 本市が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、契約に係る事務に関し、本市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。</p>
(か)	異議申立て年月日	平成18年7月5日

別表8

号 数	情 報
第7条第1号	個人の氏名及び住所、家族数及び居住年数、建物占有面積・現在家賃、印影、各種補償金額（建物移転補償、占有者移転（立退）補償、借家人補償、工作物移転補償、隣接地補償、墳墓等移転改葬補償、墓地使用権放棄補償、損失補償）
第7条第2号	印影、営業休止補償
第7条第5号	廃案により抹消された記載、移転工法、各種補償金額（建物移転補償、残地補償及び残存借地権補償、工作物移転料、動産移転料、営業休止補償、仮住補償（仮住居等の使用に要する費用）、仮営業（仮営業所設置補償）、借家人補償、雑費補償）、補償金積算資料の明細（敷地面積、建物現在価格、標準家賃及びその積算、借家人補償金額の内訳、補償日数・月数、占有者造作部分の金額及び営業休止補償金額の内訳）